

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	柴田町公民館規則 第3条第3項(第12条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年教育委員会規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (使用の手続)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定により公民館の施設又は設備(図書を除く。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から前7日までに公民館使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 申請者が公民館を使用する場合に、特別の設備を設けようとするときは、その設備内容を記載した書面を申請書に添えて申請し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日